



令和6年 5月31日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



立る事務所の所在地 茨城県水戸市青柳町 505 番地
医療法人 弘寿会
理事長 石島 弘之 印
電話 029 (221) 4821

決 算 届

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

事 業 報 告 書
(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 弘寿会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市青柳町 505
- (3) 設立認可年月日 平成26年 2月12日
- (4) 設立登記年月日 平成26年 3月10日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 弘寿会 石島整形外科 医院	0810115014	茨城県水戸市青柳町 505番地	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 2月13日 令和4年度決算の決定
令和5年12月31日 理事、監事の選任
令和5年12月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 弘寿会
 所在地 茨城県水戸市青柳町505番地

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
 (令和5年12月31日現在)

1. 資 産 領	181,259 千円
2. 負 債 領	103,978 千円
3. 純 資 産 領	77,281 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	106,839
B 固定資産	74,420
C 資産合計 (A+B)	181,259
D 負債合計	103,978
E 純資産 (C-D)	77,281

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 弘寿会
 所在地 茨城県水戸市青柳町505番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	106,839	I 流動負債	18,687
II 固定資産	74,420	II 固定負債	85,291
1 有形固定資産	66,026		
2 無形固定資産	211	負債合計	103,978
3 その他の資産	8,182		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 基本金	37,000
		II 積立金 (うち代替基金)	40,281 (0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	77,281
資産合計	181,259	負債・純資産合計	181,259

様式4-2

法人名 医療法人 弘寿会
所在地 茨城県水戸市青柳町505番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	198,326
2 事業費用	180,244
本来業務事業利益	18,081
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	18,081
II 事業外収益	3,310
III 事業外費用	0
経常利益	21,391
IV 特別利益	0
V 特別損失	479
税引前当期純利益	20,911
法人税等	1,686
当期純利益	19,225

所在地 茨城県水戸市青柳町505番地
法人名 医療法人 弘寿会

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

卷之三

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 弘寿会

理事長 石 島 弘 之 殿

私は、医療法人弘寿会の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 2月 9日

医療法人 弘寿会

[REDACTED]